

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和３年４月１日現在＞

1 支援事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人財団 縣南病院
代 表 者 名	塚田 篤郎
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 茨城県土浦市中１０８７ (電話) ０２９－８４１－１１４８ (FAX) ０２９－８４３－５８８８

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	県南病院居宅支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 茨城県土浦市中１０８７ (電話) ０２９－８４１－１８２４ (FAX) ０２９－８４１－２２７２
事 業 所 番 号	０８７０３０２０４９
管理者の氏名	野尻 めぐみ

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職 務 の 内 容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1	1 (兼務)		業務管理及び ケアプラン作成等
介護支援専門員	1	1 (専従)		ケアプラン作成等

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	土浦市 阿見町 牛久市
---------	-------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
平日・土曜日	８：３０～１７：３０
営業しない日	日曜日、国民の祝日、１２月３１日～１月３日

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

＜主な流れ＞

- 初回相談を実施する。
- 業務内容などを説明し、居宅介護支援契約を締結する。

- 居宅サービス計画作成依頼届出書を市町村の窓口に提出する。
- ご利用者様にアセスメント（生活課題の分析）を実施し、ご利用者様やご家族様の意見を踏まえ、下記の要件を説明し同意を得た上で、居宅サービス計画原案を作成する。
 - ・複数の事業所の紹介を求めることが可能である。
 - ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である。
 - ・前6月間のケアプランにおける各サービスの利用割合等についての説明。
（別紙の通り）
- サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案を検討する。
- ご利用者様やご家族様が居宅サービス計画案に同意を頂き、居宅サービス計画を確定する。
- 居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。
- 定期的・継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、居宅サービス計画の継続・変更などについて検討する。
- 定期的あるいは必要に応じて、再アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の変更などを行う。
- - <業務内容>
 - 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成・評価。
 - サービス担当者会議の開催
 - サービス調整
 - その他介護に関する相談

4 費用

(1) 利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。しかし保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、要介護度に応じた金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者である区市町村の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。その場合、事業所からご自宅までの距離1kmに対し30円の交通費を頂きます。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、月初めに前月分の請求をいたしますので、10日までに受付窓口にお支払いください。

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

5 契約の解除・終了について

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者又は家族が契約解除の意思を表示したとき
- ③ 利用者が居宅介護支援内容へ非協力的であり業務に支障をきたす時には、介護支援専門員より予告期間をもって契約を解除します。
- ④ 病院へ入院、施設へ入所したとき
 - ※退院、退所時にご連絡頂ければ、再度居宅介護支援業務を行います。
- ⑤ 利用者の介護認定が要支援又は自立とされたとき

6 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な居宅介護支援を提供します。

(2) 運営方針

- ① 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活ができるよう配慮しながら行います。
- ② 利用者の選択に基づき、保険、医療、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し行います。
- ③ 利用者に提供される居宅サービスは、公正、中立に行います。
- ④ 運営にあたっては、関係機関と連携しながら行います。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法 及び事後評価	全国社会福祉協議会方式によりお客様の直面している課題等を評価し、お客様に説明のうえケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 野尻 めぐみ ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（841－1824） 面接（当事業所相談室）
-------------	---

土浦市役所（高齢福祉課） 電話（029-826-1111）
牛久市役所（高齢福祉課） 電話（029-873-2111）
阿見町役場（高齢福祉課） 電話（029-888-1111）
茨城県国保連合会 電話（029-301-1550）

8 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

9 お客様へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

私は、本書面に基づいて県南病院居宅支援事業所の職員（氏名_____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人（選任した場合） 住所

氏名 印